

「群馬県食品安全基本計画2025－2030」の策定について

県では、「群馬県食品安全基本条例」に基づき、「群馬県食品安全基本計画」を策定し、食の安全・安心の確保に向けた取組を推進しています。

このたび、前計画が令和6年度末に終期を迎えることから、令和7年度を始期とする「群馬県食品安全基本計画2025－2030」を新たに策定しました。

計画では、食品に関する事件・事故の発生や高齢者人口の増加など、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、「食品の安全性・信頼の確保」と「食の安全に関する相互理解の促進」を基本目標として定め、様々な施策に取り組むこととしています。

本計画に基づき、引き続き、食の安全・安心の確保に向けた取組を推進します。

計画策定の基本コンセプト

- 1 今までの規制中心の考え方だけでなく、生産者、食品等事業者の自主衛生管理を基本とし、行政が法令や各種基準等に基づき、これら生産者、食品等事業者のフォローアップを行うことで食品の安全性確保を図る。
- 2 消費者には、食に関する様々な不安事項の解消を目指し、SNS等による情報発信の強化やリスクコミュニケーションの充実を図る。

計画の概要

- 1 実施期間
令和7年度から令和12年度まで
- 2 計画の位置付け
(1) 群馬県食品安全基本条例第16条第1項に基づく基本計画
(2) 新・群馬県総合計画の食品衛生分野における最上位計画
- 3 計画の基本目標
(1) 食品の安全性・信頼の確保
(2) 食の安全に関する相互理解の促進
- 4 施策の方向の体系と数値目標
(1) 基本目標を達成するため、7つの施策の柱と19の基本施策を設定
(2) 計画の進捗状況を把握するため、30項目の数値目標を設定
- 5 計画の推進体制
(1) 群馬県食品安全会議を中心とした県庁内の部局横断的な体制で推進
(2) 学識経験者や事業者等から成る群馬県食品安全審議会から意見を聴取
- 6 計画の進行管理
計画の進捗状況は、数値目標の年次推移や施策の取組状況を確認し、群馬県食品安全審議会へ報告するなど、毎年度、評価・検証を実施

※詳細は県ホームページをご覧ください。<https://www.pref.gunma.jp/site/shokunoanzen/692357.html>